

令和 3 年度第 2 回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和 3 年 10 月 5 日

保健福祉部保険年金課

令和3年度第2回昭島市国民健康保険運営協議会

令和3年10月5日（火）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開会

2. 報告事項

- (1) 令和2年度昭島市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 令和3年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

3. 議題

- (1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について
- (2) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

4. その他

出席委員（10名）

委 員	員	下 田 初 穂 君	委 員	員	石 原 正 昭 君
委 員	員	久 保 鼎 君	委 員	員	山 川 博 生 君
委 員	員	大 澤 康 男 君	委 員	員	山 本 莊 太 郎 君
委 員	員	岸 野 康 夫 君	委 員	員	島 津 智 子 君
委 員	員	熱 田 喜 信 君	委 員	員	鈴 木 克 仁 君

欠席委員（なし）

説明者

保健福祉部長 青柳 裕二、保険年金課長 久保田 富大、

保険年金課保険係長 菅野 達也、保険年金課賦課担当係長 成田 紀子

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様お集まりですので、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたしました

いと思います。

それでは、はじめに事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、机上の配布物についてご説明いたします。

(配布資料の確認)

○会長 よろしいですか。

それでは、本日は委員全員出席となっておりますので、協議会は成立をしていることをお伝えいたします。

◎会議録署名委員の指名

(1) 令和2年度昭島市国民健康保険特別会計決算

○会長 それでは、会議を始めさせていただきます。

本日は、本来であれば議題から入るというのが通常でございますけれども、先月の市議会の定例会におきまして議決されております決算、それから補正予算の状況、これらの報告をいただいて、これが今回の諮問であります国民健康保険税の税率の改定について関わってきますので、これについての報告を先に求めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、令和2年度昭島市国民健康保険特別会計決算についての報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から説明させていただきます。

申し訳ございません、着座にて説明させていただきます。

2、報告事項、(1) 令和2年度昭島市国民健康保険特別会計決算の状況についてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧いただきたいと存じます。

まず、決算額でございますが、歳入総額は116億3,070万4,000円、歳出総額は113億2,337

万2,000円で、歳入歳出の差引きでは3億733万2,000円の歳入超過となっております。前年度繰越金2億2,586万9,000円を差し引きました単年度収支では、8,146万3,000円のプラスとなっております。

主な科目別による前年度との比較でございますが、歳入では、第1款国民健康保険税が21億3,319万円、対前年度比7,877万2,000円、3.6%の減となっております。要因といたしましては、被保険者数の減少による課税調定額の減少によるものです。

次に、第3款国庫支出金につきましては2,023万1,000円、対前年度比1,124万7,000円、125.2%の増となっております。要因といたしましては、主に新型コロナウイルス感染症による保険税の減免に対応する災害臨時特例補助金によるものでございます。

第4款都支出金につきましては76億5,710万8,000円、対前年度比4億7,426万4,000円、5.8%の減となっております。要因といたしましては、保険給付費等交付金の減によるものでございます。

第6款繰入金につきましては15億3,595万6,000円、対前年度比1億6,774万4,000円、12.3%の増となっております。

第7款繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴い前年度繰越金が2億2,586万9,000円、対前年度比1億269万3,000円、31.3%の減となっております。

これらによりまして、歳入全体では対前年度比4億6,052万8,000円、3.8%の減となっております。

次に、歳出でありますが、第1款総務費につきましては、1億5,932万2,000円、対前年度比1,016万円、6.0%の減となっております。これは隔年で行っている保険証の一斉更新がなったためございます。

第2款保険給付費につきましては74億180万5,000円、対前年度比4億7,677万9,000円、6.1%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えが影響したものと思われます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては32億7,166万2,000円、対前年度比2,300万4,000円、0.7%の減となっております。

第5款保健事業費につきましては1億333万8,000円、対前年度比1,152万4,000円、10.0%の減となっております。こちらもやはり新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。

第6款基金積立金につきましては、前年度の繰越金などによる剰余金を国民健康保険事業

運営基金に積み立てたもので、2億5,923万6,000円、対前年度比4,928万円、16.0%の減となっております。

第8款諸支出金につきましては、前年度の国都返還金の確定により、1億2,800万8,000円、対前年度比2,875万6,000円、29%の増となっております。

以上のことから、歳出全体では対前年度比5億4,199万1,000円、4.6%の減となっております。

以上、簡略なご報告で恐縮にございますが、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局から報告がありました。これにつきましては、先月の市議会で認定をされているということですけれども、皆さんのご意見、あるいはご質問等ございましたらいただけたらと思います。

どうぞ。

○A委員 毎回申し上げている気がするのですけれども、数字的には決算書としては分かりますが、その前に事業が1年間どう行われたかという報告書がないんですよね。国民健康保険医療費が最大の事業ですから、このコロナで受診抑制があるのは当然、一般論で分かっています。4月、5月はかなり緊急事態宣言が強かったですからほとんど診療に行かれていない。それが対前年比で何パーセント受診抑制があったとか、医療費3要素で1日当たりの受診日数ですか、受診率ですか、1件当たりの費用ですか、そういうことは全然分析評価されていないというのは、それでいいのかという気がするのですけれども。

○会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 遅くなりまして申し訳ありません。保険給付費のほうの対前年度比の数字でございますが、A委員のおっしゃるとおり4月、5月はかなり給付のほうが減っております。その状況で数字的には給付ベースで4億7,000万円ほど減少しております、対前年度比で6.1%の減でございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、感染拡大によりまして通院機会が減少したこと、また、感染対策としてマスクの着用や手洗い、うがい等の励行が浸透したことによりまして、呼吸器系の疾患が減少したことなどが見込まれております。

以上でございます。

○会長 今、A委員からご質問がありましたので、たしか2年前のときにも、1人当たりの医療費の推移や給付の推移というものを、たしか表になったものを頂いていた記憶があるのですけれども、次回のときにでもいいと思うので、そのような資料を1つ出していただけると、

確かに言われてもなかなか数字的なものがすぐ分からないので。そういうことで、次回のときには少しあつていただくということでおよろしいですか。

A委員、よろしいですか。そういう形で目に見えるようにしていただいて、そこでもう1回チェックをしたいと。

○A委員 これは医療費だけに限らないと思うんです。

○会長 そうですね。

○A委員 保健事業費も健診ですよね。健診も控えは多分あると思いますので、それら含めての事業はどうだったのかということを知った上で、初めてこの数字が理解できるということになると。一般企業だとそうだと思うんです。

○会長 たしか、受診については、冊子を作っていますよね。あれで19年までは特定健診の受診率であるとか、年代別の受診率であるとか、そういうのは確かに全部出ていたと思うのですが。確かにこの協議会では今回は出ていないので、もしも少しあつていただいてよろしいですか。

そういうことでよろしいですか。

○A委員 はい、お願いします。

○会長 ほかに、ご意見やご質問、いかがでしょうか。

前回からこの2年間というのは、コロナの関係で非常に影響があり、やはり一般診療の部分が相当落ち込んだということはありますし、またここで戦後の方たちの被保険者数がこれから減っていくことなども、いろいろ影響が出てくるのではないかと思うので、その点も含めて少しあつていただけた資料もあると判断しやすいと思いますので、お手数ですが、よろしくお願いします。

それでは、決算の報告についてはこれでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(2) 令和3年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○会長 それでは次に、令和3年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項（2）令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の状況と基金の状況について説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、第7款繰越金を前年度決算額の確定により3億733万2,000円

を増額するものです。

歳出については、昨年は9月において前年度の繰越金を全額基金に積み立て、国都返還金を3月の補正において基金から繰り入れましたが、今年度につきましては、国都返還金の額を算出し、特別会計補正予算としてお示ししたものです。

第8款諸支出金を1億2,762万9,000円増額し、第6款基金積立金に残額の1億7,970万3,000円を増額するものです。基金につきましては、令和2年度末の残高6億5,786万8,000円、補正第1号による基金積立額と基金利子を合わせて1億7,996万7,000円を積立て、見込額とし、取崩し額1億7,500万円を見込んでおり、令和3年度末の基金見込額は6億6,283万5,000円となっております。

以上、簡略なご説明で恐縮でございますが、よろしくお願いします。

○会長 事務局からご報告がありました。これについてご意見、ご質問があればいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○会長 今回の補正は、決算に伴う繰越額、それを基金の積立て、それに充てたという説明でよろしかったですよね。

では、そういうことで、報告については以上ということでおよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について

○会長 それでは、次に議題に入りたいと思います。

議題の1点目、18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について、これを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私からご説明させていただきます。

先日、開催通知とともに送付させていただきましたA3の資料、国民健康保険昭島市独自軽減（子どもの均等割軽減）についてをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、子育て支援の一環として平成24年度から実施してございます、18歳未満のお子さんについて均等割額を軽減する制度の説明資料でございます。

まず、左側の上部でございますけれども、こちらは軽減策の内容、下段はこれまでの実績。右側でございますが、これまでの経緯とその下が都内26市での子どもの均等割軽減の実施市。一番下でございますけれども、こちらは参考として昭島市の国保税、現在の均等割額と所得割の率、またその右側には所得金額による均等割軽減措置である、低所得者世帯に対する応益保険税の軽減措置、いわゆる法定軽減の説明でございます。

それでは、内容につきまして、一昨年の運営協議会でもご説明させていただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

左側の上部、軽減策でございますけれども、現在、本市では18歳未満の被保険者が2名以上いる世帯を対象に独自軽減を実施しております。内容といたしましては、18歳未満の第2子について、医療分、支援分の均等割を5割軽減し、第3子以降のお子さんにつきましては9割を軽減するものでございます。

計算の方法でございますが、例1のとおり、18歳未満のお子さんが3人いる世帯で、1人目は対象外となり、2人目のお子さんは5割の半額、3人目のお子さんは9割の軽減、支払う額が1割となるものでございます。

金額につきましては、先ほどの右下の参考事項の左側の表内の太字で囲まれた数値を基本とし、それぞれ軽減割を乗じた額を差し引いた額でございます。

なお、介護納付金分につきましては、40歳以上65歳未満の加入者のみが納めますので、18歳未満のお子さんにつきましては、均等割は含まれてはございません。

また、例2でございますけれども、こちらはお子さんが3人いる世帯でも、お1人目が19歳ですと対象外になりますので、第2子のお子さんがこの制度の1人目となりますので軽減の対象外となり、兄弟では3人目でございますが、制度上2人目に当たる8歳のお子さんが5割の軽減の対象になるものでございます。

なお、低所得者世帯に対する軽減措置であります法定軽減、7割、5割、2割軽減の対象世帯ですけれども、こちら独自軽減によりまして算定した軽減額と比較し、その差額分のみを追加で軽減するものでございます。

次に、その下の実施状況でございますが、令和2年度実績で対象世帯が270世帯、軽減実績額635万9,695円となり、平成24年度からの制度開始以降9年間で約6,532万円となっており、こちらにつきましては、市の一般財源からの繰入金で賄ってございます。

次に、表の右側でございますが、これまでの経緯ということで、本市は平成23年度に制度を検討いたしまして翌年度より開始、その後、2年ごとに運営協議会に継続を諮問させてい

ただき、答申をいただいた上で本年まで継続して実施しているものでございます。

なお、平成24年度の制度開始時は、対象のお子さんの3人目以降を5割軽減するとしておりましたけれども、2年後、平成26年度より、現行の内容に拡充いたしまして現在に至ってございます。少し戻りますけれども、表の左側の下段で、平成24、25年度の該当世帯及び軽減実績額が少ないのでそのためでございます。

続いて、他の自治体の状況でございますが、26市では、現在昭島市のほかに5市が独自の対策を実施してございます。ただし、実施方法は異なっており、例えば所得制限を設けたり、18歳未満のお子さんを対象にしている自治体がほとんどでございますが、2人目以降のお子さんを5割軽減したり、3人目のお子さんを全額免除しているなど、方法は様々でございます。

以上が本市の子どもの均等割軽減の独自軽減の説明でございます。

次に、未就学児の均等割軽減でございます。

先ほどのA3の資料のこれまでの経緯の枠の中にも記載がございますけれども、このたび国保法改正に伴い、国民健康保険の均等割額につきまして、未就学児のお子さんを対象に、軽減割合を5割にするという制度が実施されます。

本日、卓上に配付いたしました、前回の協議会の際にもお配りしたものと同じ資料でございますけれども、A4横の資料、(2)子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入をご覧いただきたいと存じます。

まず、こちら導入の趣旨でございますけれども、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割額を軽減するものとなってございます。

こちら、中段の2、軽減措置スキームでございますが、まず対象は全世帯の未就学児となってございます。こちらは多子世帯や低所得者世帯による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対して一律に軽減を行うこととし、所得制限は設けないこととなってございます。

資料右下の軽減イメージをご覧いただきたいと存じます。

まず、5割を公費により軽減するということでございますので、例えば7割軽減対象の未就学児の場合は、3割の均等割額となっておりますので、制度上その半分、3割の半分の1.5割分が軽減されますので、合計で8.5割軽減となり、つまり均等割額の1.5割の金額が賦課されるものでございます。同じように5割軽減の未就学児は、7.5割軽減で2.5割の均等割額、2割軽減の未就学児は、6割軽減となりますことから、4割の均等額となるものでござ

います。

医療分での金額でお示しいたしますと、均等割額が2万7,500円ですので、法定軽減適用以外の就学児は半額の1万3,750円、7割軽減のお子さんは4,125円、5割軽減は7.5割ですので6,875円、2割軽減は1万1,000円となるものでございます。

また、これらの軽減された5割分についての負担割合でございますが、こちら国が2分の1、東京都が4分の1、昭島市が4分の1の負担となってございます。

なお、こちらにつきましては、施行日が令和4年4月からでございます。

ここで、本市の独自軽減を継続した場合につきましてご説明申し上げます。

本日、配付いたしました均等割参考資料1、未就学児の均等割軽減、均等割額負担対照表をご覧いただきたいと存じます。

こちら、真ん中の表になりますけれども、18歳未満のお子さんが2人いる場合は、2人目のお子さんが5割軽減となっておりますので、仮にそのお子さんが未就学児の場合は、今回の制度で5割軽減されます。本市の独自軽減の規定ですけれども、昭島市国民健康保険税条例附則第16項第1号に、医療給付費分につきましては、18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者上位2位の者については2万7,500円とあるのを1万3,750円とすると規定されておりますので、今回の制度で公費により既に5割、1万3,750円となることから、本市の独自軽減には該当しないことになります。したがって、今まで一般財源から繰り入れてきました市の独自軽減分の1万3,750円につきましては、来年度から公費で見ていただきますが、その4分の1につきましては市の負担となり、国保の特別会計に国と都の支援分と合算して、1万3,750円繰り入れることとなります。

また、一番下の表になりますけれども、こちら18歳未満のお子さんが3人いる場合は、3人目のお子さんが9割軽減となってございますので、仮にお子さんが未就学児の場合は、今回の制度で公費により5割軽減されるため、残りの4割を独自軽減するものでございます。

先ほどの独自軽減の規定ですけれども、こちらは附則の16項第2号の医療費給付費分につきましては、18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者の上位3位以下の者につきましては、2万7,500円とあるのが2,750円とすると規定されておりますので、今回の改定によりまして、5割の1万3,750円は公費で支援されますので、残りの1万1,000円が継続して本市の独自軽減で賄うものとなります。

今回の子育て支援における税制改正によりまして、未就学児のお子さんで、特に本市の軽減対象外であります、第1子の方々の均等割額も全て半額になり、また今まで独自で軽減し

ていた部分にも公費が充てられることになるものでございます。

こちら影響額でございますけれども、今年度9月末現在の数字で試算してみましたが、現在、未就学児の人数が444名、その合計の均等割額が980万円でございます。このうち今独自軽減している部分で、来年度から公費で賄える部分が、第2子目、第3子目の5割の部分でございますけれども、こちらにつきましては113万円ほどを見込んでおります。

また、来年度から未就学児、一人っ子の方も全て5割にした場合ですけれども、こちらで公費による支援額が558万円ほどになる予定でございます。

こちらの4分の1が昭島市の財源として処理しますので、こちらが139万5,000円ほどになります。そういたしますと来年度から、今まで市の独自で賄っていた部分が113万円ですのと、また来年度から負担する部分が139万5,000円になりますことから、来年度から今の9月現在の金額で申しますと、昭島市の負担分が約26万5,000円増えるものではないかと見込まれております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局のほうからの説明が終わりました。

これにつきまして、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

B委員。

○B委員 確認ですけれども、一般会計から繰り入れるという言い方で書いてありますが、これはいわゆる赤字補填分に入っているのですか。それとも法定の一般会計の繰入金ということにはならないのですか。

○事務局 B委員のおっしゃるとおり、赤字繰入れ分のほうで賄っているものでございます。

○B委員 大体、保険税の改定のとき、多くは一般会計からの繰入れをいわゆるその他、赤字補填分の一般会計からの繰入れをやめるという方向で行っているのだけれども、金額としてはそんなに大きくなれないけれども、こういった子どもの均等割の関係だとか、あるいは人間ドックだとかいろんな事業がありますよね。それはやはり一般会計からの繰入れで、その他の繰入金と少し紛らわしい。金額的には少ないかもしれないけれども、いわゆる純粹な赤字補填分と、こういった政策的に行っている事業費とは少し分けて表示してもらったほうがいい気がするのですけれども、どうでしょうか。

○事務局 B委員のおっしゃるとおり、赤字繰入れ分ということになっておりますので、簡単に先ほど言いました、来年度から公費の補填でいただく511万3,000円分ですが、こちらの分が一般会計のほうから出なくなっていく、その分だけ赤字補填のほうに行く部分とい

う形でございます。繰入れ分の中はもう決まっておりますので、その中から市の持ち出し分が出ていたのですけれども、そちらの分が減りますので、赤字のほうの決算補填分につきましては多少増える形になると思います。

繰入れ分のほうですけれども、例えば令和2年度の決算につきましては、法定外繰入れ、いわゆる赤字補填分につきましては5億1,000万円で、法定外繰入れのその他の繰入れ分につきましては7,426万2,000円となってございます。こちらの7,426万2,000円の内訳となりまして、特定健診分として約4,800万円、脳ドック分、こちらにつきましても約310万円、あと地方単独事業分、医療費の波及分としまして630万円ほど賄っております。あと、他の保健事業で2万5,000円、マイナンバーシステムの整備で1,670万円ほど、こちらのその他繰入れ分のほうで賄っております。

以上でございます。

○B委員 純粹な赤字補填分を、純粹なというのは要するに保険税で賄えない分を一般会計から入れる分と、金額的には少ないかも知れないけれども、政策的に今行っている脳ドックなどを含めた金額と、一括してその他繰入金という言い方だと、誤解が生じるのではないかという懸念を持っているものですから。例えば毎回資料で出してもらっているこの表についても、赤字補填分という言い方だけでしか書いていないけれども、その中にはそういう政策的な部分が入っているわけなので、一般会計からの繰入金で賄えるという言い方だと、それならばそんな無駄な経費は出さないほうがいいのではないかと、要するに保険税を上げないためにこういう無駄な経費は使わないほうがいいのではないかという意見も出てくると思うんですよね。

だけどやはり、こういった未就学児の関係も均等割の負担を少なくするとか、いわゆる脳ドックなどいろいろな市独自の保健事業というのは、もっと積極的に打って出ないとまずいのではないかという意味で申し上げたのですけれども。

○事務局 確かにB委員のおっしゃるとおり、赤字繰入れ分というところはお示ししてなければいけない部分だとは思います。

あと、こちらの独自軽減につきまして、当初から、平成23年度の検討時期から子育ての支援ということを踏まえて、その部分をアピールするものであることは間違いないことだと思います。また、政策的に繰り出して繰り入れている部分、特定健診の部分や、または脳ドック、人間ドックの部分について、それは政策的には繰り入れるものでございますので、こちらの部分も今後お示ししていきながら、様々な意見を伺って事業を実施していくべきだとは

思っております。

以上でございます。

○会長 B委員の言いたいことというのは、特別会計の中でこれを分けるのは無理だろうと。

しかし国保の広報であるとか、この協議会であるとか、そういうところに示す中では、一応中身を分けて、実際には医療給付の赤字補填分だけではないと、それを減らすために様々な努力をしている分も赤字になっているというところが分かればというところでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 ということですので、今後、広報的なものや資料的なもので、そういう工夫もしていただけといいのではと思います。特に委員の皆さんにそういうことが分かれば、これだけ赤字をかけてこれだけ給付分が減っているということが、比較して見えるのでは、ということでおよろしいですかね。

ほかに何か質問等ございますか。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

○会長 それでは、議題1の18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続については、そういうことで次に移らせていただきたいと思います。

(2) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

○会長 それでは、次に、議題の2番、昭島市国民健康保険税の税率の改正について、これを議題としたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、私からご説明させていただきます。

それではまず、先ほどの報告事項2でお示しいたしました基金残高につきまして、前回の運営協議会での質問でご説明させていただいた際、普通交付金等の返還金が、そのとき1億4、五千万円程度の見込みであるとご説明いたしましたが、精査した結果、1億2,760万円ほどの返還となりました。このことから、繰越金から返還金を引いた約1億8,000万円を積み立て、予算どおりの1億7,500万円を取り崩した場合でございますけれども、今年度末の基金残高見込額が6億6,283万5,000円となります。

先日もお話しさせていただきましたが、令和元年度末の基金残高は6億8,458万9,000円だ

ったことから、2年間で約2,200万円の減額となったものでございます。このような状況を踏まえまして、今後の法定外繰入金の減少や決算状況、また納付金の推移等を勘案し、議論を進めていただければと存じます。

それでは、本日は現状の把握ということで、現在の昭島市の保険税率における多摩26市との比較をご説明させていただきます。

本日配付させていただきました資料4及び資料5、そして東京都の国民健康保険課の資料でございます、令和3年度国民健康保険税（料）等の状況をご覧いただきたいと存じます。

東京都の資料で、所得割や均等割の数字のみをご覧いただいただけでは、どこの保険税が高いのか、安いのかというの分かりにくいと思います。そこで、令和元年度の運営協議会のときにもお示しいたしましたグラフですが、それぞれ対象となる世帯人数や所得額などを決め、4パターンのモデル世帯に対しまして、それぞれの保険税、保険料を令和3年度の各市の保険税率、料率等で計算した結果どのような金額になるのかを、多摩26市のみですけれどもお示しするものでございます。

棒グラフでは、昭島市の部分を黄色で表しております。保険税、保険料が一番高くなるところから順に並べてございますけれども、国保に入っている方の年齢や所得の状況などによりまして、それぞれの順位が変わってございます。そのため、個々の料率や均等割額だけを見ましても、その自治体の税額が高いのか安いのかを判断するのが難しい状況でございます。

それではまず、資料4でございますが、上段は4人のモデル世帯で、昭島市はもちろん、独自軽減を採用している自治体についてはそれを反映させて計算しております。こちらの世帯ですと、法定軽減、いわゆる7割、5割、2割の軽減については対象外となっており、また、介護納付金におきましては、夫婦のお二人だけの算定になってございます。ちなみにこちらのモデルでございますけれども、本市で作成し、全戸配布しております国保だよりの税計算のモデルで使用しております、こちら26市中13位を推移してございます。

次に、下段でございますけれども、こちらは40歳代の単身世帯です。こちらにつきましても法定軽減の対象外での計算となっており、所得額から基礎控除額の43万円を差し引いた算定基礎額に、それぞれの所得割の税率を掛けた額と均等割額の全額を足したものでございます。順位は少し上がり7位でございます。

また、資料5でございますが、こちら65歳以上の2人世帯で、この世帯の場合は法定軽減で均等割額が5割適用での算出となってございます。また、下段の65歳以上の単身者で、所得が43万円以下のモデルですけれども、こちらですと均等割のみの課税となっていることと、

7割軽減の対象となることから、昭島市におきましては、年間の保険料で1万1,600円となってございます。それぞれ10位、または12位を推移してございます。

以上、簡単ではございますけれども保険税の現状につきましてご説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○会長 事務局のほうから現状での保険税の状況というところでの説明がございました。

これにつきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長 この表はあくまでも現在のモデルでの比較ということになっており、ここまで一昨年、約6億8,000万円の基金が残っているということで、値上げをしないという状況の中での現状がこういうことになっているということですね。今回、積立て取崩しを見込んで、2年間で約2,200万の基金としては減少になっていると。この2年間は少し特殊な2年間でもあるので、何とも比較しにくいところがあるかとは思いますけれども、今後の国保税の在り方で、今置かれている状況の中で、どうしていくかというのが今回の諮問になりますので、そのところを考える上で、これぐらいの準備というか要は金額ですね、これで収支がどこまで保たれるのか。

今後は一般会計からの繰入れもやはり減らさなければというのは、先ほどB委員のほうからも話がありましたけれども、そこはあくまでも大きな目標というのもございますので、その点を踏まえて検討をしていきたいと思います。

本日は一応、現状このような状況にあるというところを皆さんにお示しをさせていただきて、これを持ち帰っていただいて、今後2年間、市の税の動きをどうするべきか、しなければいけないのかというところの一つの資料として見ていただきたい。これによって、上げるべきなのか、それとも現状のままでいいのかということも含めて、次回以降、少し具体的に議論していきたいと思います。

先ほど言ったような資料も出していただいて、例えば様々な施策を行った上で、これだけ医療費が増えていないだとか、そういったことも分析がこれからなされていけばいいのではと思います。

私のほうで少し言ってしまったのですけれども、事務局、そういう考え方でこれから進めたいと思いますが、資料等について先ほどもあったような形で、出していただけすると検討しやすくなるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問等につきましては、今日はここまでということで、本日の日程といたしましてはここまで議題ということで終わりたいと思います。

◎その他

○会長 次に、その他ということでレジュメにございますので、事務局のほうから他の日程ということでいかがでしょうか。

○事務局 今後の日程についてですけれども、さきに10月中に4回開催しますということでご案内させていただきまして、次回につきましては、10月12日火曜日を予定しております。なお、開催通知等につきましては、この会を終わりまして明日以降に郵送させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○会長 それでは、次回10月12日午後1時半からということで、この場所ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 では、開催しますので、またご足労願いたいと思います。
ほかには、事務局も特にございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉　　会

○会長 それでは、本日はここで閉会としたいと思います。

それでは、暑い中、皆さんご苦労さまでした。

また次回よろしくお願ひいたします。

(午後　　時　　分)